

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日とする)

目次

◇ 告 示 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

土地改良区の合併の認可

土地改良事業変更計画の決定

土地改良事業計画の変更の適否の決定

◇ 公安告示 昭和四十三年三月鳥取県公安委員会告示第十五号の一部改正

◇ 公 告 採石業務管理者試験の実施

告 示

鳥取県告示第三百五十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定に

より、次のとおり告示する。

昭和五十年四月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一、九四五号	金 山 博 友	昭和五十年三月二十四日
鳥国業第 三〇五号	佐 野 万 喜 代	二十七日
三〇六号	木 村 光 子	三十一日
三〇七号	田 中 照 美	四月二日

鳥取県告示第三百五十六号

昭和五十年一月二十八日付けで倉吉市山根三四九番地上大口土地改良区設立委員小谷善高ほか十九人の者から申請のあつた西郷村上大口土地改良区及び西郷土地改良区が合併して上大口土地改良区を設立することについては、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定に基づき昭和五十年四月五日認可したので同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和五十年四月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 合併により設立する土地改良区

上大口土地改良区

二 合併により解散する土地改良区

西郷村上大口土地改良区

西郷土地改良区

鳥取県告示第三百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（箕蚊屋地区ほ場整備）事業の変更計画を定めたので、同法同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年四月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年四月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

淀江町役場

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百五十八号

昭和五十年三月二十五日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（海川地区農道整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年四月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年四月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十八号

昭和四十三年三月鳥取県公安委員会告示第十五号（道路交通法第百四条第四項及びこれを準用する同法第百七条の五第三項の規定による医師の指

定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十年四月十一日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

一の表中 「大熊輝雄」 精神神経科 鳥取大学医学部 米子市西町 附属病院

三六の一」を「狭間秀文」 精神神経科 鳥取大学医学部 附属病院 米子

市西町三六の一」に改める。

公 告

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、第4回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

昭和50年4月11日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 試験を施行する場所及び期日
- ア 場所 鳥取市西町2丁目311番地 鳥取市福祉文化会館
- イ 期日 昭和50年6月1日(日曜日)午前10時から正午まで
- 2 受験願書の提出期限及び提出先
- ア 提出期限 昭和50年5月10日(郵送による場合は、5月10日までの

消印があるものは有効とする。))

1 提出先 住所地を管轄する土木出張所維持管理課

3 受験願書 住所地を管轄する土木出張所維持管理課に備付けの所定の用紙によること。

4 その他

詳細については、土木部河港課又は土木出張所維持管理課に問い合わせること。